

# 剣道部規約

(名称)

第1条本団体は、剣道部と称する。

(目的)

第2条本団体は、剣道をたのしむことを目的とする。

(会計)

第3条会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条会費は、一人当たり年額12,000円とし、新年度4月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

(役員)

第5条本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表し、他部員をまとめる。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条本規約に定めのない事項については全部員の3分の2の賛成により決する。

(改廃)

第7条本規約は、全部員の3分の2の賛成により改廃される。

附則

この規約は、平成17年7月19日から施行する。